

常任委員会及び特別委員会における電子機器の追加持込みについて

1 追加持込みの目的

常任委員会及び特別委員会において資料閲覧時の視認性を向上することで、活発な議論を図ることを目的とする。

2 持込み対象機器・台数

議員所有のノートパソコンもしくは議員所有のタブレット端末 1人1台まで

3 注意事項

- (1) 追加持込みの目的に沿うよう、追加持込みする電子機器において使用できる機能は以下のとおりとし、他機能の使用は行ってはならない。
 - ・委員会資料の閲覧
 - ・委員会に係るメモの入力
- (2) 追加持込みする電子機器においても、港区議会タブレット端末使用基準第5条第2項に規定する禁止事項を行ってはならない。

4 対象の会議及び期間

- (1) 常任委員会及び予算・決算特別委員会を除く特別委員会（令和4年第3回定例会中のみ可能）
- (2) 予算・決算特別委員会（令和4年第3回定例会以降可能）

参考：港区議会タブレット端末使用基準第5条第2項

（禁止事項）

第5条 タブレット端末等の使用に当たっては、次に掲げる事項を禁止する。

2 前項各号に掲げるもののほか、会議等においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 音声、操作音を発するなど、会議等の支障となる行為
- (2) 録音、写真及び動画の撮影
- (3) その他、会議等以外の目的のための使用